

山口市避難行動要支援者等管理システム導入業務仕様書

1 業務概要

(1) 目的

避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成・管理、災害時の安否確認情報処理等の機能に加え、高齢者保健福祉総合調査の管理機能を有した管理システムを導入して、情報を一元管理し、関係部署間で共有することにより、事務作業にかかる利便性向上及び効率化を図るとともに、災害時における避難行動要支援者等の迅速かつ円滑な避難と、平時からの避難支援の取組みを推進する。

(2) 基本要件

- ①本システム導入業務の目的を達成し、業務に支障を及ぼすことのないよう確実に安定して稼働することができるシステムであること。
- ②仕様書のシステム要件、業務仕様を完備しており、複数の自治体で安定稼働しているシステムであること。
- ③職員に過度な負担を強いることがないようなシステムであること。
- ④法改正等により、管理内容の変更や新たな登録内容の追加、保存された情報の更新が必要な場合に、柔軟に対応できるシステムであること。
- ⑤本仕様書に記載のないものであっても、システムの稼働を実現する上で必要なものは全て含めること。

(3) 納期

納品期限日	令和5年2月28日(火) 17時まで
機能要件確認期間	納品期限日までに行うこと。
本稼働	令和5年3月1日(水)

2 導入システム要求仕様

(1) 導入システム基本要件

- ①本市にサーバを設置するオンプレミスサービスとする。なお、アプリケーションをブラウザにより動作する場合は、Microsoft Edge Chromium版で動作するものがあること。
- ②システム導入後、システムが正常に稼働できる状態に維持できること。
- ③安定的な稼働を行うため、導入実績がある安定性、信頼性に優れたソフトウェアであること。
- ④操作において、特別な知識を持たない職員にとっても扱いやすいよう、画面構成や入力操作の操作性に優れ、検索機能の充実したシステムであること。
- ⑤本市の閉域網(クローズドネットワーク)で運用可能なシステムであり、独自ドメインを設定し稼働するシステムであること。
- ⑥市が保有する既存データについては、可能な限り移行できるシステムであること。
- ⑦システムの利用は、本市で調達する端末10台とし、当該端末にシステム稼働

のための設定を行うもの。なお、令和5年度に端末17台を追加することを検討しており、端末追加後も安定的に稼働すること。

⑧端末のOSはWindows10で、システムが正常に稼働すること。

(2) 導入システム機能要件

別紙「システム機能要件一覧表」を参照すること。

※要件度合「◎」については本業務において必須機能であるため、システム運用に係る検査時にすべて実装されていること。

(3) 地理情報システム (GIS)

本業務では、支援の対象となる方の所在を特定する必要があるため、本システムと電子地図との連携を図ること。なお、本システムと連携する地理情報システムは、ゼンリン社の電子住宅地図「Zmap TOWN II」を採用すること。

また、本市が提供するハザードマップ等のShape形式データを取り込むこと。

(4) データ移行

①本市が保持する避難行動要支援者データを可能な限り移行すること。

②本市が保持する高齢者保健福祉総合調査データを可能な限り移行すること。

③民生委員や自治会、避難所等のデータをマスタへ移行すること。

④データの取り扱いには十分注意し、効率的かつ確実に移行を行うこと。なお、本事業に係るデータ（紙、電子記録媒体問わず）の庁外持ち出しは一切認めない。

(5) データ連携

①定期的に、本市の住民基本情報システムから抽出したCSVデータによる住民基本番号、氏名、性別、生年月日、住所等を取り込み、本システム内の名簿情報を更新することができること。

②定期的に、本市の介護認定情報、障がい情報等の福祉関連事業システム等から抽出したCSVデータ等を取り込み、情報更新ができる仕組みを有すること。

③取り込むデータを、対象者の情報更新として利用だけでなく、本市の避難行動要支援者要件に該当する者を、自動的に名簿登録者として抽出できる仕組みを有すること。

(6) 取込データ

種別	システム名	導入業者
住民基本情報	総合行政システム	(株)RKKCS
介護情報	介護保険システム	(株)日立システムズ
	エクセルデータ	—
障がい情報	保健福祉総合システム	(株)アイネス
高齢者情報	エクセルデータ	—
難病情報	エクセルデータ	県から提供

(7) 稼働環境

①新規サーバを本市デジタル推進課内コンピュータ室に設置することとし、本市の指示に従い受託者が設置及び設定を行うこと。また、本市の基幹系ネットワークに接続するため、本市デジタル推進課より I P アドレスの払い出しを受けること。

②システム利用端末は、以下の拠点に設置するものとし、本市の指示に従ってシステムの利用に係る設定を行うものとする。

○拠点

【令和4年度設置】計10か所

1	山口市役所（山口市亀山町2番1号）	地域福祉課
2		高齢福祉課
3		障がい福祉課
4		防災危機管理課
5	小郡総合支所（山口市小郡下郷609番地1）	
6	秋穂総合支所（山口市秋穂東6570番地）	
7	阿知須総合支所（山口市阿知須2743番地）	
8	徳地総合支所（山口市徳地堀1744番地）※令和4年度移転予定	
9	阿東総合支所（山口市阿東徳佐中3417番地2）	
10	大内地域交流センター（山口市大内矢田北一丁目10番11号）	

【令和5年度設置（予定）】

本庁関係課及び市内地域交流センター、計17か所への設置を検討している。

③現在、A P I によるデータ連携基盤の構築について検討を進めていることから、整備された際には、連携実施に努めること。

(8) 拡張性

今後の事業展開として、本システムにおいて、高齢者の在宅福祉サービス利用者情報を避難行動要支援者情報とともに一元的に管理することを検討しているため、

①緊急通報システム管理機能

申請の該当・非該当の判定、利用者のデータ管理、通知書の発行、実績管理等

②介護用品支給事務管理機能

申請の該当・非該当の判定、利用者のデータ管理、支給券の発行等について、可能な範囲で提案すること。（見積りは不要。）

3 安全対策

本市が調達する端末へのサインインは、本市が準備する二要素認証（顔認証）によるものとする。

①システムへのログインはユーザ ID およびパスワードの組み合わせ、もしくは同等以上の仕組みによって実施すること。

②ユーザー権限の設定により、付与された権限の範囲のみ操作できるように、不正なアクセス等からデータ保護を図ること。

- ③安易に第三者が情報の閲覧や印刷などができないようなセキュリティの確保をすること。また、通常業務においてもクライアント端末ごとに過去のデータ入力やデータ閲覧などの操作履歴（ログ）が確認できる仕組みを有すること。
- ④パスワードポリシーの設定及びパスワードを定期的に変更できる仕組みを有すること。
- ⑤サーバ用のウイルス対策ソフトを準備すること。なお、インターネット接続がない環境でも定義ファイルの更新ができる製品であることとする。
- ⑥データバックアップはスケジュールを定めて自動的にバックアップができること。

4 障害対策

システムに異常が発生した時、システムの完全停止を極力防ぐような対策を講じること。また、障害発生時には障害発生前のデータに修復できる対策を講じること。

5 マニュアル・研修

システムを円滑に運用できるよう、運用マニュアル及び操作マニュアルを作成し、提供すること。また、運営及び操作に関する職員研修を実施すること。その際、必要に応じて研修用資料を作成すること。

6 運用保守

(1) 保守体制

- ①システムの運用やトラブル発生時の対応について、本業務受託者は、システムが安定的に稼働できる保守体制を構築し、ハードウェア、ミドルウェア等を含めたトータルでの保守を行うこと。
- ②導入するハードウェア、ソフトウェア、ミドルウェア等に対して、保守要員として配置する者は、本業務受託者と6か月以上の直接雇用関係にあり、システム、本事業の制度、ハードウェア等に精通した者であること。

(2) 保守内容

- ①本業務受託者は、職員の異動等により再度操作研修等を実施すること。
- ②システム運用時及び契約終了時に、原課より求められた際には、システムが利用するデータベースから、その一部または全部をCSV形式等の汎用的なデータで抽出を行い、原課に提供すること。また、それは保守の範囲内で実施すること。
- ③年2回以上は本市に訪問し、システム稼働状況及びデータバックアップ状況等の確認を行い、作業報告書を提出すること。
- ④システムの操作説明やデータ整備方法、改善策の提案などを保守要員が説明し、テクニカルサポートを実施すること。
- ⑤運用期間中に機能等の変更が生じた場合には、マニュアルの改訂を適宜行うこと。

7 調達物品

(1) ソフトウェア

- ①避難行動要支援者等管理システム 数量：1式
- ②ゼンリン社製 Zmap-TOWN II 山口市版 数量：10ライセンス
※令和5年度に16ライセンス追加を検討
- ③その他 システム導入時から5年間で必要とするミドルウェア及びライセンス等。

(2) ハードウェア

- ①サーバ (数量：1台)
 - 形状：ラック型
 - OS：Windows Server 2019
 - CPU：4コア3GHz以上
 - メモリ：8GB以上
 - HDD：500GB以上 (RAID構成)
 - 保証：5年間24時間サポート保守
- ②無停電電源装置 (数量：1台)
 - 形状：ラック型
 - 保証：5年間メーカー保証
- ③バックアップ機器 (数量：1台)
 - 形状：据置型又はラック型 (据置型の場合は1Uに格納できるサイズとする)
 - 容量：1TB以上
 - 保証：5年間メーカー保証
- ④その他、必要と思われる機器一式
※ラックは既存の設備を利用するため不要

8 納品

(1) 納品物

業務完了後、履行期限までに下記の書類等を提出すること。「電子媒体」と書かれたものは、文書データをCD-Rなど電子媒体1枚にまとめて保存の上、納品すること。

- ①引渡書 (1部)
- ②業務委託完了報告書 (1部)
- ③システム操作マニュアル (電子媒体+印刷物1部)
- ④システム運用マニュアル (電子媒体+印刷物1部)

(2) 納品場所

山口市役所内

9 システム運用に係る検査

- (1) 本業務で調達するシステム及び機器等は、事業を継続的に行うために、本市が要求する機能および性能を実装している必要があるため、システム運用に係る検査を本市職員立ち会いのもと、本稼働前に実施する。

- (2) 本市契約規則を含む法令等に違反した場合や、システム運用に係る検査時に、本仕様書および機能要件一覧表で求める必須機能や性能が実装されていない等の事実が判明した場合、契約相手方としての資格を喪失するものとする。また、受託者の責めに帰すべき事由によって本市に損害等が発生した場合、受託者はその賠償責任を負うこととする。

10 その他、注意事項

(1) 貸与資料

本業務では、秘匿性の高い情報を含む貸与資料があるため、その取り扱いについては十分留意すること。なお、個人情報が含まれるデータについては、紙媒体、電子記録媒体を問わず庁外への持出しを禁止し、現地での取り扱いに限定する。

(2) 作業時間

打合せ協議など、本市職員の立ち会い等を必要とする作業は、原則として法令で定める休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時の間で実施すること。ただし、本市職員が認める場合に限り、例外的な対応を認めることがある。

(3) 著作権

本事業で作成されたドキュメント、データに関する著作権については、本市に帰属するものとする。

(4) 第三者の権利侵害

本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本市の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、本市は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねるなどの協力措置を講じるものとする。

(5) 情報の保護（守秘義務）

本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないこと。

(6) 疑義に関する協議

本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合、その都度、本市担当者と協議することとする。